

2015年7月18日

役員会

規約改正についての考え方

自治体学会では、自治体学会の組織、運営の在り方について検討するため、基本問題検討委員会を設置し、会員の皆様から2度にわたって意見を聴くなどして検討を重ねてまいりました。2015年2月、運営委員会に最終報告を提出、基本的に了解をいただきましたので、このほど、役員会において下記の考え方により規約改正案を作成いたしました。

この規約改正案は、8月21日、22日に奈良市において開催する運営委員会、総会に議題として提案する予定です。

記

- 基本的な内容は、2015年2月の運営委員会にご報告した基本問題検討委員会の最終報告を反映させます。
- 代表運営委員を含む役員会の検討により、最終報告から変更したのは以下の点です。基本問題検討委員会の最終報告よりも、現行制度にやや近づけた、漸進的な改正案としています。
 - ①評議員・理事を総会で別個に選出する二元制ではなく、「評議員」（50人以上）から正副理事長を互選する一元制にします。現在の運営委員会からの移行としても、一元制の方が円滑と考えました。すでに細則によって存在する「役員会」を、規約に正式に位置づけて合議制の執行機関とします。
 - ②「評議員」「監事」は、これまで運営委員・監事の選出方法と同じく、「総会」でこれを選任します。（任期2年）
 - ③「評議員」が互選で、「正副理事長」3名を選出します。
 - ④「正副理事長」は、「理事」を選任して、「理事会」を構成します。「理事」は適材適所の関係から、必ずしも「評議員」である必要は規約には規定しませんが、運用上は、「評議員」から選任することが期待されます。
 - ⑤「理事長」は、「理事」または「正副理事長」に「部会長」の任務分担を割り当てます。
 - ⑥規約には必ずしも明示していませんが、「理事会」が「事務局長」を任免、指揮監督し、事務局長は「評議員」「理事」を兼ねないことを想定していません。
- 法制執務的な観点から修正を行いました。（第3条・第17条の項列記を号列記に、等）
- その他、今後の検討事項

2015年8月総会で規約が改正されれば、2016年8月総会での役員選出から新体制となります。そこで、2015年8月総会での規約改正後、経過措置として運営委員は評議員に、代表運営委員は正副理事長に、部会長は部会長兼務理事に移行し、それぞれ評議員会、理事会を構成することとします。なお、2016年2月ごろの評議員会に向けて、引き続き細則改正を検討していきます。

以上です